

I

はじめに

幸手市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の規定（抜粋参照）に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会へ提出するとともに、市ホームページ等で公表しております。

この「教育委員会の事務に関する点検及び評価報告」は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善に繋げていく取組です。

幸手市教育委員会では、平成 31 年 3 月に改訂された「幸手市教育大綱（第 2 次）」を踏まえ、学校・家庭・地域・各団体との連携を図りながら、「子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち」、「市民が学び、市民が活躍できるまち」の実現に向けて、5 つの柱を基本目標とした施策の推進に、重点的に取り組んでまいりました。

- ◆ 基本目標 ◆
 - 1 学校教育内容の充実
 - 2 学校教育環境の整備
 - 3 青少年の健全な育成
 - 4 社会教育の充実
 - 5 歴史・伝統文化の継承と活用

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことを踏まえ、子どもたちや市民の安全確保に努めながらも、様々な事業が元の形を取り戻してきました。

学校教育分野では、児童・生徒の学力向上を図るため、G I G A スクール用タブレット端末を利用した C B T（コンピュータで解答するテスト）を実施したほか、文部科学省から委嘱を受けたリーディング D X スクール事業に市内 2 校が指定校として、他 10 校が協力校として取組を進めました。また、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現したいという視点から、「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」を策定し、学校再編の方向性を決定しました。

社会教育分野では、公民館クラブ活動参観週間や幸手市立図書館開設 90 周年を記念した図書館まつりを開催するなど、市民と行政の協働による多様な学習活動を実施しました。

市民の皆様への説明責任を果たすため、令和 6 年度についても令和 5 年度に幸手市教育委員会が行った事務事業の点検及び評価を実施し、結果をまとめました。

なお、点検及び評価を行うにあたっては、元公立小学校長 中山善廣氏、日本保健医療大学講師 正田泰基氏に協力を依頼し、いただいたご意見を、「意見・提言」に掲載しています。

一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）一

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。